

『ライン新聞』時代におけるマルクスの教育観

Marx's Concept of Education in "Rheinische Zeitung"

黒沢 惟昭

Nobuaki Kurosawa

はじめに

初期マルクス研究がブームの感を呈してから久しく、その間夥しい研究文献が刊行されているにもかかわらず『ライン新聞』時代に関するものは比較的少ないように思われる。おそらく、それが主として時事問題に対する論評という形態をとっていること（但し、狭義の政治・経済問題を扱ったものは殆んどない）、或いは『学位論文』同様、全くヘーゲルの影響下にあるものと解され、軽視されたためでもあろうか。

しかし、さすがにA. コルニュは“初期マルクス・エンゲルス研究の最高峰”と讃えられた『カール・マルクスとフリードリヒ・エンゲルス』⁽¹⁾においてこの時代を詳細に論じている。G. ルカーチも名著『若きマルクス』⁽²⁾において「ジャコバン主義者」として、またテ・イ・オイゼルマンは「革命的民主主義者」⁽³⁾として、それぞれ当時のマルクスを位置づけ、そのほかW. シュッフェンハウア⁽⁴⁾、D. マクレラン⁽⁵⁾等も独自の注目すべき見解を展開している。

外国の研究に対して、厳密な実証を誇るといわれるわが国では、すでに古典の感さえある淡野安太郎⁽⁶⁾、城塚登氏⁽⁷⁾の先駆的労作をはじめ、広松渉⁽⁸⁾、山中隆次氏⁽⁹⁾も最近相ついでそれぞれの論稿を公刊されたのは周知の通りである。

本稿は以上の如き先学の諸研究に学びながら、この時代のマルクスの思想を筆者の主要関心であ

る教育——啓蒙ともよぶべき極めて広義の——殊に社会教育ないし労働者教育の視点からの整理を試みた小論である。すなわち、行論にみられるように、無神論に立つ青年ヘーゲル学派は全てその師ヘーゲルの謂う「世界理性の狡智」を信じなかった。従って、人倫的理念の現実態としての理想的国家の実現は大衆の自己意識の覚醒に、すなわち、啓蒙の成否にかかっていたのである⁽¹⁰⁾。当時のマルクスが「運動をおしすすめるためにはあたえられた条件を利用しつつす⁽¹¹⁾」というリアリズムをもって『ライン新聞』において論陣をはったのもまさにこの志向の現われにほかならない。では、そこにおける教育の理念、主体、構造はいかなるものとして剔抉できるのであろうか。以下でき得る限り「マルクスをして語らしめる」ことによって明らかにしてみたい。

註

- (1) A. Cornu: Karl Marx und Friedrich Engels. Leben und Werk. Bd. 1 (1818/20-44, Berl., 1954. S. 262—353. (以下〔I〕と略記)
- (2) G. Lukács: Zur philosophischen Entwicklung des jungen Marx, 1840—1844, in Deutsche Zeitschrift für Philosophie, 2.2. Jahrgang. 1954. 平井俊彦訳『若きマルクス』ミネルヴァ書房, p. 24—45. (以下〔II〕と略記)
- (3) テ・イ・オイゼルマン『マルクス主義哲学の形成』第1部（森宏一訳）勁草書房, p. 158—267. (以下〔III〕と略記)
- (4) W. Schuffenhauer: Feuerbach und der junge Marx. Zur Entstehungsgeschichte der marxisti-

- schen Weltanschauung. Berl., 1956. S. 21—34. (以下〔IV〕と略記)
- (5) (i) D. McLellan: Marx before Marxism. Lond., 1970. p. 98—134. 西牟田久雄訳『マルクス主義以前のマルクス』勁草書房, p. 109—154. (以下〔V〕—①と略記)
- (ii) D. McLellan: The Young Hegelians and Karl Marx. Lond., 1969. 宮本十蔵訳『マルクス思想の形成』ミネルヴァ書房 (以下〔V〕—②と略記)
- (6) 淡野安太郎『初期のマルクス—唯物史観の成立過程』勁草書房, 1956. p. 98—191. (以下〔VI〕と略記)
- (7) (i) 城塚登『社会主義思想の成立—若きマルクスの歩み』弘文堂, 1955. p. 50—64. (以下〔VII〕—①と略記)
- (ii) 城塚登『若きマルクスの思想—社会主義思想の成立』勁草書房, 1970. p. 67—85. (前掲書の改訂版である) (以下〔VII〕—②と略記)
- (8) (i) 広松渉『マルクス主義の成立過程』至誠堂, 1968. p. 2—17. (以下〔VIII〕—①と略記)
- (ii) 広松渉『エンゲルス論—その思想形成過程』盛田書店, 1968. p. 82—129. (以下〔VIII〕—②と略記)
- (iii) 広松渉『青年マルクス論』平凡社, 1971. p. 99—132. (以下〔VIII〕—③と略記)
- (9) 山中隆次『初期マルクスの思想形成』1972. p. 42—87. (以下〔IX〕と略記)
- (10) 広松氏は、当時の青年ヘーゲル派の啓蒙について、マルクスの外に、「バウエル派は理想の実現を遠い将来におき、従って即時的な効果を顧慮することなく、原則的な批判と原理の宣伝をもっぱらと」していたこと、また「ルーゲ (およびヘス) は、既に党の形成を考えており、大衆の意識にマッチした啓蒙に意義を認め」ていたことを指摘している。 (〔VIII〕—①, p. 15)
- (11) 良知力『初期マルクス試論—現代マルクス主義の検討とあわせて』未来社, 1971. p. 105. 註(10)の諸派と比してこの期のマルクスの態度は注目すべきである。この点については〔VIII〕—③, p. 126 も参照。

1

マルクスが『ライン新聞』にはじめて寄稿したのは1842年5月であるが (10月にはケルンに移って編集長になる)⁽¹⁾、その前年、1841年にフォイエルバッハの『キリスト教の本質』がすでに公刊されていた。カントからヘーゲルにいたるドイツ観念論哲学の歴史においてすでに潜在的に形成され

てきた無神論的傾向は、その後青年ヘーゲル学派による一連の宗教批判により顕在化されてきていた。この間の状況の詳述は禁欲しなくてはならないが、直接本稿に関わる個処のみの素描を行なってみると、周知のことであるが、ヘーゲル哲学においては、超越神は否定され、哲学は宗教が表象のかたちで象徴的にとらえるところのものを概念的にとらえかえすだけであるとされる。すなわち、宗教と哲学とは哲学を上位として融和され、宗教の発展は理性の弁証法的自己発展において把握される根拠を得る。

ヘーゲル哲学のこの側面を発展させ、ついに無神論にまで到達したのが青年ヘーゲル学派であった。その先鋒はD. F. シュトラウスの『イエス伝』で始められた。この書物で彼は福音書を歴史的に分析し、それは歴史的記述でなく、ユダヤ民族の根深い渴望をあらわす「神話」である、と論証した。すなわち、「合理的・論理的真理とならんで歴史的現実の存在すること、そしてこの現実は必然的にはその真理と合致するものではないことを示すことによって、宗教は哲学とは本質的に異なることを確立し、ヘーゲルが主張した両者の調和を、またかれの体系の根本にある論理的発展と歴史的発展との統一性をも破壊した」⁽²⁾と謂われる。B. バウアーもまた福音書の歴史的分析により、それが共観福音書史家の創作によるものだとしたが、彼は福音書をユダヤ民族と関係づけるよりも、むしろ当時の一般的世界観と関連づけて研究し、古代世界のうちにキリスト教成立の必然性が存在していたことを論証しようとした。⁽³⁾そして、フォイエルバッハが『キリスト教の本質』においてD. F. シュトラウス、B. バウアーによってなされたキリスト教の批判的研究を継承・発展させて、遂に神学の秘密は人間学にあること、を論証したとき、「神学」はその生命を失い、「人間学」がそれに代ったのである。かかる意味において『キリスト教の本質』の公刊はドイツのヒューマニズムの歴史において、一大メルクマールをなすものであった。

ところで、この画期的著作が出版される少しまえにマルクスもまた学位論文『デモクリトスとエピクロスの自然哲学の差異』⁽⁴⁾において、デモクリトスの機械的アトム論に対してエピクロスの「自己意識の哲学」もしくは「批判の哲学」を危

機・の時代の哲学として積極的に評価し、あらゆる既成の権威と権力に抗する人間主体の昂揚、つまり近代的人間としての解放の精神を謳いあげていた。従って『キリスト教の本質』の出現はおそらく激しい共感をもってマルクスに迎え入れられたであろうことは否定できない。ちなみに後年のエンゲルスによる次の述懐もこの点を裏付けているように思われる。「この本の解放的效果は、それ自ら体験した人でなくては想像することすらできない。その感激は一般的であった。われわれはすべて瞬時的にはフォイエルバッハの徒であった。どんなに熱狂的にマルクスがこの新しい見解を迎えたか、そして彼がいろいろの批判的留保をしているにもかかわらず、どんなにはなはだしくこの見解によって影響されたかは『神聖家族』を読めばわかる。」⁽⁵⁾

かくして、フォイエルバッハへの共感によってマルクスは従来の自己の立場を確認・補強しつつ『ライン新聞』という具体的舞台に立ってその「批判」を——「地上の批判」を開始するのであるが、その「立場」をより具体的にみてみよう。

周知のように、ヘーゲルにとっては「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的で」⁽⁶⁾あった。そして、理性的なもののみが現実的であるという側面を継承し、ヘーゲルによる現実と哲学との融和を解消し、理性によって現実を批判せんとしたのがマルクスを含む青年ヘーゲル学派共通の志向であった。しかしマルクスは『ライン新聞』辞任のしばらく後に、A. ルーゲ宛て書簡で「理性はつねに存在していたのであって、ただかならずしもいつも理性的な形態では存在しなかっただけである。だから批判者は、理論的および実践的な意識のどの形態からでも出発して、現存する現実の固有な形態からその当為および究極目的として真の現実を展開することができるのである」⁽⁷⁾という注目すべき見解を披瀝しているが、おそらく、これは『ライン新聞』を通して遂行された「地上の批判」の方法についての総括的表現とみて差しつかえあるまい。この現存する現実のなかから理性の可能性を剔抉しそれを現実に転化していく態度はすでに次の1842年8月のD. オッペンハイム宛て書簡においてもみられる。「真の理論は具体的状況のなかで、また現存する諸関係に即して明らかにされ、解明されねばなりませ

ん。」(Vol. 27. S. 409)

フォイエルバッハに対する後年の「批判的留保」⁽⁸⁾も、行論にみられる「自由人」批判(2節参照)もこのマルクスの方法意識に起因するものと思われる。以下まず『ライン新聞』前期の論文に即しつつこの点を考察しよう。

註

- (1) この間の事情については以下の個処参照。〔I〕S. 268—269. 〔VIII〕—③, p. 113. 〔VII〕—②, p. 69, M. Kliem: Karl Marx Dokumente Seines Lebens 1818 bis 1883. Verlag Philipp Reclam jun., Leipzig 1970, S. 110.
- (2) A. Corunu: Karl Marx und die Entwicklung des modernen Denkens; Beitrag zum Studien der Herausbildung des Marxismus, Berlin, 1950, Dietz Verlag. 青木靖三訳『マルクスと近代思想』法律文化社, 1956, p. 48. 訳者によれば原文はフランス語でかかれたが、コルニュがドイツ語によって多くの訂正を加えたので「訳書の原文にあたる書物は存在しない」(同訳書, p. 168)とのことであるので、邦訳頁数のみ記す。D. F. シュトラウスについては本書の外〔I〕, S. 208—209, V—②, p. 2—4 (邦訳 p. 5—7) も参照にした。
- (3) B. バウアーについては, S. Hook: From Hegel to Marx. Studies in the Intellectual Development of Karl Marx. N. Y., 1936, p. 98—125. 〔V〕—②, p. 48—84 (邦訳 p. 75—132), 良知力, 前掲書, p. 29—55.
- (4) 参考にした殆んどの著作が扱っているが, 〔IX〕, p. 13—41が内・外の研究も比較研究されていて参考になる。広松説は城塚説に対立する解釈として興味深い〔VIII〕—③, p. 90—98.
- (5) F. Engels: Ludwig Feuerbach und der Ausgang der klassischen deutschen Philosophie, Dietz Verlag, Berlin 1960, S. 21. 邦訳「マルクス・エンゲルス選集」大月書店, 第15巻, p. 438.
- (6) G. W. F. Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts (Felix Meiner Verlag), S. 14. 藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』, 中央公論社, p. 169.
- (7) 本稿におけるマルクスの引用文は殆んど Marx Engels Werke, Band 1. Dietz Verlag, Berlin 1970 によった。引用個処のカッコ内には煩雑さを防ぐために頁数のみ記した。但し, 巻が異なるときは頁数のまえに巻数を記す。邦訳は大月書店「マルクス・エンゲルス全集」によった。

(8) 「フォイエルバッハの箴言は、彼が自然についてはいやというほど言及しながら、政治についてはほとんど言及していないという点でのみ、私にとって正しくないのです。」(Vol. 27, S. 417) ルーゲ宛ての書簡にみられるこのマルクスの批判は余りにも有名である。

2

1842年1月末に執筆された『シュトラウスとフォイエルバッハとの審判者としてのルター』⁽¹⁾にはマルクスのフォイエルバッハに対する共感がみられるが、ここでは同じ頃執筆されたマルクスの最初の政治論文『プロイセンの最新の検閲訓令にたいする見解』⁽²⁾を考察することにする。

この論文においてマルクスが志向したものは検閲制度の批判である。すなわち、本来「類」(Gattung)にかかわる出版を一個人に過ぎない検閲官に支配させている制度を批判してマルクスは次のように告発する。「もともと類の完成 (die Vollendung der Gattung) を特殊な個人に帰するなどというのは不謙譲の極である。検閲官は一人の特殊な個人であるが、出版は類と補いあう関係にあるのだ。」(S.16)「新訓令は……個人的にすぎないものを普遍性の情熱をもって語っているのである。」(S.22)「すべての客観的規範は除去された。個人的な関係が最後の判断基準である。……いたい全階級の生存を個々の官吏の臨機の才に依存させるような国家がどこにあったろうか？」(S.24) 以上のような叙述に『キリスト教の本質』における類と個の論理の類似性をよみとることは無理であろうか。すなわち、フォイエルバッハが宗教を人間の類的能力の神への疎外と規定しているように、マルクスは検閲官に名目的な類能力を付与することによって本来類的なものを支配させる転倒した制度であると批判しているように思われる。そしてこのように転倒した諸制度が人間より強力になった場合には、「根本的治療」はその「廃止」(S.25)しかあり得ないとマルクスは結論する。

次に、同じく出版の自由を論じている『出版の自由と州議会議事の公表とについての討論』(第1論文)⁽³⁾に移ろう。この論文においてマルクスは前論文にひきつづきプロイセンの反動的検閲に対する批判をつづけると同時に、ライン州議会に

おける出版の自由と議事録公表をめぐる各身分代表の審議の検討によって、「特権の故意の頑迷さと、中途半端な自由主義の本来の無力さ」(S. 76)の動揺のなかで、「自由な出版の問題がなげやりな、浅薄なやり方で討論され、棚あげにされたことを、遺憾の念をもって指摘」(S.76)するのであるが、その論理展開にはより一層深いものが剔抉され得る。

みられるように、この論説におけるマルクスの出発点は「出版の自由」であり、それが人間的自由の実現にほかならないとする点にある。ところで、「自由の第一の必要条件は自己認識である。そして、自己認識は自己告白なしには不可能である。」(S. 28)というマルクスの主張はなにを意味するのであろうか。次いでマルクスは言う、「特殊を普遍とむすびつけている目にみえない神経繊維、すなわち、なんの場合でもそうであるが、国家にあっても物質的な諸部分を精神ある一つの全体の生きた肢節とならせているこの神経繊維」(S. 31)と。すなわち、マルクスは、「自由な出版」を「いたるところにひらかれた国民精神の目であり、自分自身にたいする一国民の信頼の具現であり、個々人と国家および世界とをむすびつける、ものをいう紐帯であり、物質的闘争を聖化して精神的闘争とならせ、この闘争の粗野な物的な姿を理想化する文化の具現である。」(S. 60)と規定する。従って、彼の依拠する立場からは「特殊が全体と関連しているときにだけ、すなわち、それが全体と分離していないときにだけ特殊を精神的であり、自由であるとみなす」(S.72)と結論されるのである。この立場を、市民社会の個別的利害の必然性に左右されずそれに抵抗するという意味で「自己意識」的に自由な公民の、すなわち、ヘーゲル的精神的普遍的な立場に傾斜させて読み込むべきか、あるいはフォイエルバッハ流の「類」の意味に関わらしめて解釈すべきかは即断を許さないにしても、批判の原点として、普遍ないし全体的立場を構想していたことは明白であろう。⁽⁴⁾ この立場から、マルクスは州議会における各身分代表の発言を個別的に検討して、「この討論が我々にもたらずのは、自由な出版に反対する王侯身分の論戦であり、騎士身分の論戦であり、都市身分の論戦である。つまり、ここでは、個人ではなくて身分が論戦しているのである。」(S. 34)として、

「身分」を強調しているのに注目すべきである。では、この特殊「身分」は果して「普遍」ないし「全体」にいかに関連しているのだろうか。

マルクスは各身分を「自由な出版」に対する反対・賛成に大別して反対者たちからはじめる。

(1)「王侯身分」は「『検閲』は『出版の放埒に比べれば、害悪は害でもまだしもまし』である」(S. 34)として反対するのであるが、マルクスの各国の比較分析によれば結局、「出版は歴史的な国民精神のもっとも率直な言語であり、そのあからさまな姿で」(S. 40)ある。ここからマルクスは「検閲がおかす国民および時代に反する罪よりは、むしろ出版にあらわれる国民や時代の罪のほうを、ゆるさないものがあるだろうか？」(S. 41)と王侯身分の論理的矛盾をつくるとともに、「国民精神」よりも「個人」としての「検閲官」の方を重視する「王侯的な先入見」(S. 35)を指弾する。次に、(2)「騎士身分」は「出版一般が害悪であると告白するまでにはなっていない！」(S. 35)が、「出版全体を『良い』出版物と『悪い』出版物とに分ける」(S. 52)のである。だがマルクスによれば、その区分は「出版の本質そのものからとってくるべきであって、出版外の考慮からとってきてはならぬ」(S. 53)ず、その討論は結局「検閲下の出版と自由な出版と、そのどちらが良いか悪いかということ」(S. 53)に帰着するという。そしてマルクスは「自由な出版の本質は、自由の節操ある、理性的な、倫理的な本質(Wesen)」(S. 43)であり、検閲下の出版の性格は「不自由の無節操な非行(Unwesen)である」(S. 54)り、それは「開化した怪物、香水をふりかけた奇形児である」(S. 54)と弾劾するのである。ここから、騎士身分もまた「一つの良い種を維持するために、類全体を拒否する」ものとして告発される。如上の全体、ないし普遍の立場から、(3)「都市身分」についても「大きな事柄を小さな原因によって説明する一種の心理学があること……この世にはただ『小さな』利益、型どおりの利己心(以上傍点引用者)しか存在しないという、誤った意見に到達していることは、よく知られている。……この都市では、世間の裏を見ぬき、雲のように行きかうもろもろの思想や事実のかけで、全体を糸であやつっている、ごくちっぽけな、ねたみづよい、陰謀家の小人がひそんでいるのを見てとることが、ぬけめのない頭脳の

印とされている。だが、鏡をあまり深くのぞきこみすぎると、自分の頭にぶつかるということも、やはりよく知られている。こういうわけで、これらの利口な連中の人間学や世間知は、なによりもまず、夢中になって自分の頭にぶつかったところにある。」(S. 67)と述べて、マルクスは、ブルジョアは自分を利口であると思いながら、その実、全体の立場を見失って、この世にはただ利己心の利益しか存在しないという誤る意見に陥っている点を批判している。以上みられるように出版の自由の反対者は、いずれも一面的個別的利害から普遍的自由の実現態としての出版の自由に反対しているのであって、これはマルクスのとうてい承認できないところであった。ただし、マルクスは「これらの反対者の側にはある病的な激情、熱情的な偏見があり、それが彼らに、出版にたいして仮想的でない現実的な立場をとらせている」(S. 32)と指摘している点に注目すべきである。

ではマルクスは出版の自由の擁護者たちを無条件に支持したであろうか。決してそうでない。マルクスはこの擁護論を主として次の2種の立場について分析している。まず、(1)「自由主義者」たちは「自由を現実の堅固な地盤の上におくかわりに、それを想像の星空にうつせば、それで自由をあがめたことになる」と信じて」(S. 68)いるのであり、自由を一つの感傷としてしか理解しない「感傷的な熱狂家」(S. 68)にすぎず、さらに彼らは、「全体としてみて自分の保護すべきものにたいして、どんな現実的な関係ももっていない。」(S. 32)また「出版の自由を欲求として感じたことは一度もない。これは彼らにとっては頭の問題であって、心はこれにはすこしもあずかっていない」(S. 33)ず、彼らにとって出版の自由は「異国産」の植物であり、それにたいする彼らの関係は「好事家」の関係にすぎないとして厳しく批判する。こうした「あまりにも一般的な、漠然とした議論」(S. 33)に対する批判は、(2)出版の自由を営業の自由として擁護しようとする営業者の立場への相対的評価に連なる。すなわち、この営業者が問題としているのは「近づきたい事物ではなくて、彼らの身近な利害」(S. 68)に基づいているからである。ただしこの立場はなるほど現実的ではあるが、「出版の第1の自由は、それが営業でないという点に

ある」にもかかわらず、彼らはそれを無視して「出版の自由を営業の自由の一綱とする。」(S. 70)そして、これは「出版の自由を擁護するのに、擁護するまえにまずそれを打ちこすようなものである。」(S. 70)と鋭い批判(S. 70)を加える。ここでもまた「特殊の身分の偏狭さ」(S. 75)が出版を擁護するのである。すなわち、彼らは「種をみて類をみない。出版に気をとられて、自由をわすれる。」(S. 77)したがって、彼らは「自分と無縁な存在(Wesen)について判断をくだしているつもりで、自分自身の本質(Wesen)に有罪の判決をくだす。」(S. 77)マルクスの批判はまさしくここに集約されるのである。そして、この批判はそのまま第6回ライン州議会に対するマルクスの批判でもある。すなわち、それもまた「出版の自由に判決をくだすことによって、自分自身に有罪の判決」(S. 77)をくだしたのである。

ところで、以上の州議会における各身分の立場と自由人のそれとの間から一つの一般的矛盾を抽象することが可能であろう⁽⁵⁾。すなわち、各身分の主張は、全体(普遍)から分離した特殊身分のそれとして非理性的であるにもかかわらず、身近な利害に基づいているために、その限り極めて現実的である。それに対して自由人の主張は、全体(普遍)的立場から自由を擁護しているにもかかわらず非現実的であるという矛盾である。すでにみたヘーゲルの命題とは異なってマルクスの得た結論は、理性的なものは非現実的であり、現実的なものは非理性的であるといえるのではあるまいか。とすれば、課題はこの矛盾をいかに“現存する諸関係に即して”解決するかということである。以下、この点の考察に移ろう。

註

- (1) シュトラウスとフォイエルバッハの論争において、両者の相違を抹殺する企てがあったが、これに反対した短い論文。このなかでマルクスは「真理と自由への道は、火の川(Feuerbach)を通る以外にはないのである。フォイエルバッハこそ現代の浄罪界〔煉獄〕なのだ」(S. 27)とフォイエルバッハを高く評価している。なお〔IV〕, S. 24も参照。
- (2) 出版の自由は、ドイツ国民議会開設と共に3月革命前のドイツ自由主義運動の、2大要求の一つであった。そして、40年代の初頭には自由な民主主義運動が高揚してきたことと関連して、ブルジョア革命

前夜のドイツにおける焦眉の問題であった。1814年12月のプロイセン政府の新検閲訓令の「えせ自由主義」を批判したのがこの論文である。この点については島崎晴哉『ドイツ労働運動史』青木書店、1963; ローゼンベルク著・副島種典訳『初期マルクス経済学説の形成』大月書店、1957(第1章); Franz Mehring: *Geschichte der deutschen Sozialdemokratie, Erster Teil*, Dietz Verlag, Berlin 1960, S. 39—128. 邦訳『ドイツ社会民主主義史(上)』ミネルヴァ書房、1968, p. 31—100 参照。なおこの論文そのものについては〔IV〕, S. 22も参照。この論文は(1)と同様『ライン新聞』にのったものではないが、密接な関連があるので、考察の対象にした。

- (3) 本論文をもってマルクスの『ライン新聞』への寄稿が始まる。彼は1841年夏の第6回ライン州議会の議事に関して三つの論文を書くが、その第1論文がこの論文である。第2論文は検閲のため未発表になり草稿も残っていない。しかし、マルクスはこれについてルーゲ宛て書簡で次のようにいっている。「教会の紛糾を問題とした州議会についての私の第2論説は削除されました。そこで私は、国家の擁護者が教会の立場に、また教会の擁護者が国家の立場に立っていることを証明しました。」(Vol. 27, S. 405) 第3論文については3節において論ずる。

なお州議会の身分構成については〔VII〕—②, p. 69—70. 従って、広松氏も指摘する如く「騎士身分の賛成を得られねば何一つ決議できなかった」〔VIII〕—③, p. 119) のである。

- (4) この期のマルクスは『キリスト教の本質』に冷淡であった、または彼が読んだのは43年の第2版であったとする見解は、〔VI〕, p. 154, 〔VII〕—①, p. 66, 〔V〕—①, p. 142 (邦訳 p. 164), 〔V〕—②, p. 97 (邦訳 p. 155) の外に F. Mehring, *Karl Marx, Geschichte seines Lebens*, Leipzig 1920, S. 54 (栗原佑訳『カール・マルクス—その生涯の歴史』大月書店、1953, p. 74—75)。なおこのメーリングの見解について、城塚氏はVII—①においては「『ライン新聞』時代のマルクスの論説にはフォイエルバッハの新見解の直接の影響は全く見られないからである」として賛意を表しつつも改訂版のVII—②においては(42年にも)、「マルクスがフォイエルバッハの宗教批判に強い関心をもっていったことは明らかである。だが更にマルクスのフォイエルバッハへの共感を深めたのは『キリスト教の本質』の第2版の序文であったようである」となっている。以上の見解に対して、フォイエルバッハの影響を重視する熱心な主張者は、シュッフェンハウアーである。彼はこの期のマルク

スの論文の殆んどをとりあげ、そこにフォイエルバッハの影響を剔抉している。〔IV〕, S. 21—34 参照。コルニェもマルクスの論文におけるフォイエルバッハの影響をみとめている。〔I〕, S. 225. なお〔III〕, p. 194 におけるオイゼルマンの見解も同様である。わが国においては広松氏が「42年の時点では、大枠としてみる限り、マルクスはまだヘーゲル法哲学の徒であり、その視角を超出してはいなかった」(〔VIII〕—③, p. 116) としつつも、「フォイエルバッハ的発想を一応は知っていたということは、押えておかなければならない」(〔VIII〕—③, p. 124) ことを指摘している。この点山中氏も同様である。〔XI〕, p. 51. さらにこの期を通じて一貫してフォイエルバッハの影響をみとめる見解もある(富沢賢治「ヒューマニズムと階級闘争理論—『ライン新聞』時代のマルクスの思想にみる両者の論理連関」『一橋研究』, 第11号, 1964), 以上の諸見解について筆者は現在いずれの見解がいかなる意味で正しいと判断することはできない。この時代のマルクスについて良知氏は「基本的にはヘーゲル主義者のわくをこえてはいないが、しかし出版の自由にかんするその最初の寄稿から、急進的デモクラートの一人として登場する」(前掲書, p. 104) と規定しているが、これは「観念論から唯物論へ、革命的民主主義から共産主義への移行があらわれはじめ」(「レーニン全集」大月書店, 第21巻, p. 68) たとするレーニンの有名な定式と軌を一にする。従って、以下の行論においてみるように、マルクスの概念の用法には著しいヘーゲル法哲学の類似性をみることが出来る。だが、後年マルクスは「私を悩ました疑問を解決するために私が企てた最初の仕事は、ヘーゲル法哲学の批判的検討であった」(Vol. 13, S. 8) と述べていることに注目すべきである。すなわち、彼をその批判に駆りたてたものは果して、たとえば、ルカーチのように「若きマルクスが、はっきりしたジャコバン主義者として、抑圧され苦しめられている人民大衆にたいする同情」(〔VII〕, S. 229, 邦訳 p. 33) にのみみてよいのだろうか。同様のことを宮鍋職氏も指摘している(宮鍋職, M. ヘルヴェークおよび F. ペーレンスの論文紹介, 「一橋論叢」第31巻, 第3号, p. 284)。恐らく、こうした「現実との対決」とともに、論点の関係からフォイエルバッハ色はそれ程でないとしても、ヘーゲル法哲学との関連で、類と個、普遍と特殊の統一についての発想においてフォイエルバッハの影響をうけていたのではあるまいか、ということはいまは推測されるのみである。5節にみるように、概念はヘーゲルのそれを用いても内容はか

なり違っていることも注目すべきである。さらに、第3論文の終りの部分の「物神」についての叙述もフォイエルバッハとのレトリックと関連して考慮されてよいであろう。なお、この点については、向坂逸郎「『ライン新聞』におけるマルクスの思想」(『マルクス経済学の基本問題』岩波書店, 1962, p. 63—90) に指摘されているドゥ・ブロスとの関連も興味深く読みとれる。

- (5) 州議会における身分の対立の背後にさらにこのような矛盾の存在を指摘することができたのは、筆者の学生時代のゼミナールの討論及び講義における古賀英三郎氏の教示によるものである。この点に関しては、古賀英三郎『カール・マルクス—経済の論理と政治の論理—序章』(『一橋論叢』第47巻, 第4号) を参照。

3

前節にみた如く、『ライン新聞』時代前期にひきつづき、中期の諸論文を考察の対象とすることによって、マルクスが理性的なものと現実的なものとの関わりをどのように把握していたかを分析すると共に、そこにおける矛盾の解決の可能性をどこにみいだしたのかを探ってみたい。

まずマルクスは理性的なもののなかになんらの現実的なものをみようとせず、たとえ非理性的なものであっても、それが存在しさえすれば「聖遺物」の如く崇拜する「歴史学派」を「18世紀の軽薄な産物」として徹底的に批判する。その問題を扱ったものが『歴史法学派の哲学的宣言』と題する論文である。この批判は歴史学派の始祖 G. フーゴーを批判した次の叙述において明瞭である。彼(フーゴー)は懐疑家であるが、「それは卑俗な懐疑である。すなわちそれは、理念にたいして厚顔だが簡単平易にたいしてはまことに敬虔で、それが自分の賢明さを感知するのは、現存的なものの精神をころしてしまってからのものであり、精神をころしてのち、ただ残滓にすぎない純粋に現存的なものを所有してこうした動物的な状態のなかで気楽にうちくつろいでいる、というような卑俗な懐疑である」(S. 81)。従って、フーゴーは「現存的なもののなかにもはやなんらの理性的なものをも見ない。しかしそれはただ、理性的なもののなかにもはやなんらの現存的なものをもあえて見ようとしないためにである。」(S. 80)

だがマルクスは、このような現実密着派を批判するとともに、時事問題の重視により現実から遊離した抽象論を批判する。M.ヘスを批判した『中央集権問題それ自体および1842年5月17日、火曜日第137号のライン新聞付録に関連して見たる中央集権問題』⁽¹⁾と題する論文がそれである。マルクスは謂う、「世界史自体は古い問題を新しい問題で答え解決することより他の方法をもたない。それ故、各時代の謎語は容易に発見される。それが時事問題(Zeitfrage)である」⁽²⁾と。そして、時事問題においては、その問題に単なる解答をあたえるのではなくして、その問題自体の分析が重要であるにもからわず、著者(M.ヘス)は「人間がその本質上あるべき姿に現実になっているなら、そのとき個人的自由は普遍的自由と区別されなくなってしまうのである」から、「この問題はより高い視点からみれば、問題それ自身が無意味なものとして成りたたなくなるのである」とか、「高い哲学的立場からわれわれの社会生活を見るなら、もっとも困難な国家問題の解決も、驚くほど容易になるにちがいない。理論的には、問題のこのような解決もまたまったく正しい、むしろこれこそ唯一の正しい解決である」⁽³⁾とか述べているだけで、ただ単に抽象的解決を与えているにすぎない点を批判するのである。

みられるように、マルクスは、哲学が現実から遊離して抽象的理論にならないように、また、歴史が哲学から分離して現象記述におわらないように、すなわち、理性の立場と現実の立場との結合を要求しているのである。この要求は、K.H.ヘルメスを批判した論文『ケルン新聞第179号の社説』において一層明確に表明されている。マルクスは「真の哲学」を「その時代の精神的精髓である」と規定した後に、「哲学とその時代の現実世界とが、内的に、その内容上で、ふれあい作用しあうだけでなく、外的に、そのあらわれのうえでも、ふれあい作用しあうときが、かならず来なければならない」(S. 97)とその現実性を要求する。要約すれば、「哲学が世俗的となり」「世界が哲学的に」ならなければならないということである。以上述べたところから、理性と現実との関連についてのマルクスの立場は明らかであるが、ではその立場から現実のドイツ社会はいかなるものとして把握されるのであろうか。

次に、文字通り「舞台を地上に」移して論じた『木材窃盗取締法にかんする討論』⁽⁴⁾を考察することによって、この点を探ってみよう。この論文はマルクスが生涯ではじめて経済問題——資本の原始的蓄積（もちろんこの期のマルクスは原蓄としてとらえることはできなかったが）を扱ったものとしてつとに有名である。ライン州議会はこの討論の審議において、これまで共有地利用の慣習とされてきたもの、たとえば枯枝拾いなどの行為を窃盗とみなし緑の木の盗伐と同等の罰を科そうとしている。だが両者には本質的な違いがある。緑の木の盗伐では「その木をむりやりに有機的関連から切りはなさなければならない」(S. 111)のに対して、枯枝の場合には「すでに所有権から切りはなされてしまったものが、所有権から切りはなされるにすぎない」(S. 112)。ところが、貧民の利害の場合には、このように事物の本質的区別を無視して「とぼけている」(S. 113)のに、森林所有者の利害が問題になると「斧と鋸とを区別するほどの明敏さをも」(S. 113)って、斧でなく鋸で切り落す行為をより重い犯罪とみなそうとしている。かくして「自然的な動物の国においては雄蜂が働き蜂に殺されるのに、精神的動物の国では、働き蜂が雄蜂によって、しかもほかならぬ労働を通じて殺される」(S. 116)ことになる。みられるようにマルクスは「特権身分」が「貧民大衆」をほかならぬ労働を通じて搾取している点に「地上の現実」をみるのであるが、ではこの「現実」の打開——その可能性をどのように提示しているだろうか。

結論的にいえば、マルクスは課題の解決——少なくともその可能性を「貧民大衆の慣習的権利」(Gewohnheitsrecht)にみてとる。すなわち彼は「特権身分の慣習的権利」と「貧民大衆の慣習的権利」とを対置して、前者がなんら人間的な権利でなく後者こそ人間的な内容をもつ権利である、と主張するのである。

まず、最初にマルクスの「特権身分の慣習的権利」に対する批判を考察し、次に「貧民大衆の慣習的権利」の擁護の内実を考察しよう。

彼は「特権身分の慣習的権利」を以下の如く批判している。「いわゆる特権者の慣習は法にそむく慣習を意味している。この特権者の慣習が生まれたのはいつかといえ、それは人類の歴史が自

然史の一部分をなし、そして、エジプトの伝説に明らかなように、すべての神々が自分の身をかかして動物のすがたをまとっていた時代のことである。人類は一定の動物種属にばらばらに分れてあらわれた。そしてこれら動物種属相互の関係は平等ではなく不平等であり、この不平等は法律によって固定されたものであった。世界の状態が不自由に陥ると、不自由の法が必要となる。というのは、人間の法は自由の定在であるのにたいし、動物の法は不自由の定在だからである。」(S. 115) 従って、「法律的権利をもつ特権者が彼らの慣習的権利にうったえる場合には、彼らは人間的な内容をもつ権利ではなくて、動物的な形態の権利を要求していることになるのである。」(S. 116) それ故「このような慣習法は、その内容が法律の形式である普遍性と必然性とに反するものであり、まさにそのために、それは明らかに不法な慣習である。」(S. 116) だからこそそれは、「法律に対立して有効とされるべきものではなくて、法律に対立するものとして廃止されるべきものであり、ときには処罰されるべきものでさえあるのである。」(S. 116) ところでマルクスは彼らを不法なものを「法」とさせている衝動を「私的利害」にみている。すなわち、利害は「不法をば、良い動機ということで、したがって自分の頭という内面的世界へ逆もどりして、正当化することを心得ている。」(S. 133) だから「私的利害は非常にずるいものである。」(S. 126) にもかかわらず、それは「おれはおれの敵を刺し殺すぞ！」(S. 121) というほどに極めて強力な実践的力をもつことをマルクスが指摘していることに注目すべきである。しかも、個々の私的所有者の私的財産と化した森林を貧民の侵害から守るために、監視人を森林保護官として、普遍的公共的たるべき国家によって任命させる場合には、その実践的力ははかり知れないものになる。それはまさしく「わが国の諸制度にたいする根本的侵害」(S. 122) である。以上によってマルクスの「特権身分の慣習的権利」に対する批判は明らかであろう。

次に彼が「貧民大衆の慣習的権利」をいかに擁護しているかをみよう。その要点をマルクスに従っていえば、以下の如きものである。「ところで、このような上流身分の慣習的権利が理性的な権利の概念に反する慣習であるのにたいして、貧民の

慣習的権利は、現存の権利(実定法)の慣習に反する権利(Rechte wider die Gewohnheit des positiven Rechts)である」(S. 117) が、その権利はもともと、ゲルマン諸族の「部族法」⁵⁾(leges barbarorum)に由来する。しかるに「啓蒙的な立法機関からはまったく一面的にしか取り扱われず、またまったく一面的に取り扱われるほかなかった」(S. 117)のである。なぜなら「きわめて自由主義的な立法機関でさえ、私法の問題にかんしては、現に存在しない場合には、なんらの権利もあたえなかった」(S. 117)からである。だが、このやり方は、「権利のほかに慣習をもっていた人々に対しては正当であったが、権利をもたずに慣習だけをもっていた人々にたいしては不当であった。」(S. 117)というのは「ある種の財産は私有財産とも断定できないし、そうかといって共有財産とも断定できない、きわめてあいまいな性格をもっており、中世の諸制度によくみられるような私法と公法との混合物であったという点に、すべての貧民の慣習的権利の根拠があった」(S. 118)からである。従ってこの財産は、その本性上、私有財産とはなり得ず「その本質がきわめて自然発生的でその定在が偶然的であるために、先占権に帰属し」、「まさに先占権によってあらゆる他の所有権からしめだされている階級の先占権、この対象物(“財産”一引用者)が自然のなかで占めているのと同じ地位を市民社会において占めている階級の先占権、に帰属する」(S. 118)ものなのである。ここから当然にマルクスは次のように要求する。「非実際的人間だとされるわれわれは、しかしながら、政治的にも社会的にもなにものもたぬ貧しい大衆のために、次のことを要求する。学のある物わかりのよいいわゆる歴史家どもが、支配階級にこびをていして不純な越権行為までもすべて純金の権利だといいくるめるために、真の賢者の石として発見したものを、貧民の手にわたせ、と。われわれは貧民の手への慣習法〔慣習的権利〕の返還を、しかも地方的でない慣習法、あらゆる国々の貧民の慣習法であるような慣習法の返還を要求する。われわれは、さらにすすんで、慣習法あるいは慣習上の権利というものは、その本性上、このような無産で、根源的(elementarisch)な最下層の大衆の権利以外ではありえないのだ、といたいのである。」(S. 115) 同時に、マルクスは「この階級が

自然的欲求をみたそうとする衝動を感じているとともに、またこの階級が権利に合致した衝動をみたそうとする欲求を感じている」(S. 119) (傍点引用者) と指摘している点に注目すべきである。

以上の引用個所にみられる貧民大衆の慣習的権利についてのマルクスの洞察のなかに、前節の矛盾の一応の解答をみいだすことができるのではないだろうか。すなわち、それは、権利に合致しているが故に理性的であり、同時に生存を賭けた欲求・衝動であるが故に現実的なのである。但し、その場合、慣習的権利が「理性的」でありうるのは、その権利が「やがて法律上の権利となるべきものを先取りしている場合だけである」(S. 116) というマルクスの留保の意味するものは、重要である。すなわち、マルクスはこの論文において、私的利害に根ざす特権身分の実践的要求に対して、生活に根ざす貧民大衆の実践的欲求を対置するのであるが、それが同時に理性的であり得たのは、それが「たしかに本能によって所有権の無規定な側面を見わける能力をもっている」(S. 118) 限りにおいてである。一応の解答、解決の可能性といったのは、以上の意味である。とすれば次の課題は理性的なものの認識は一般的に如何にして可能であるか、ということにある。この点を以下『ライン新聞』時代後期の諸論文において探ってみよう。

註

- (1) この論文は『ライン新聞』に掲載されたものではなく断片的な原稿として残されたものをリャザノフが MEGA, I に収録したものである。
- (2) MEGA, I, S. 230. 邦訳改造社版「全集」第1巻, p. 173.
- (3) このヘスの叙述は山中隆次・畑孝一氏の訳を引用した。モーゼス・ヘス, 山中隆次・畑孝一訳『初期社会主義論集』未来社刊, 1970, p. 11—12.
- (4) 1842年10月に執筆され、『ライン新聞』に10月25日から11月3日まで5回に亘って連載された論文。
- (5) ここではいわゆる部族法 (leges barbarorum) のことが想定されている。これは5世紀から9世紀にかけて成立したもので、本質的にいって、フランク部族、フリース部族をはじめとして、いろいろなゲルマン諸部族の慣習法を記録したものである。(S. 601, Anhang 61 参照)

なお、これは「入会権」を想起させ、事実それと

の関係で論ずるものも多いが、広松氏は「入会権」否認の次元を越え「盗伐は、森林所有者の“財産保護”もさることながら、森林保護政策という次元でも重大な問題になっていた」(〔VIII〕—③, p.120) というプロイセン固有の問題の存在をも指摘している。

4

1842年12月、マルクスはヘーゲルの人倫国家観に関連して『離婚法案』⁽¹⁾と題する論文を『ライン新聞』に発表するのであるが、彼はそこにおいて、人倫的關係を離婚という側面から考察して以下の如く述べる。「だれしも婚姻をむすぶべく強制されることはない。しかし婚姻をむすぶやいなや、人はすべて婚姻にかんする諸法律への服従を決意すべく強制されなければならない。婚姻をむすぶ人が婚姻をつくったり案出したりするものではない。」(S. 149) すなわち、「人倫的關係はすべて、その真実性 (Wahrheit) が前提されるならば、概念的には、解消不可能 (unausläßlich) である。真の国家、真の婚姻、真の友情は解消不可能である。」(S. 149) だがすべての人倫的關係が解消不可能であるわけではなく、現存するものが完全にその規定に合致しなくなったときには、その解体と死が訪れるのである。そして、マルクスはそれを決定するものは「事がらの本質」として次のように述べている。「立法者の恣意でも私人の恣意でもなく、事がらの本質のみが任意の婚姻の生死を決定できる。」(S.150) ではこの事がらの本質はいかにして認識可能であろうか。この点に関してマルクスは「ある人倫的關係の現存態がその本質にもはや合致しなくなる条件が、誠実に、学問および普遍の見識の立場に即し、先入見なしに、確認される、という保障は、いうまでもなく、当の法律が民衆の意志の自覚的表現であり、したがって、この意志をもとにし、この意志によって作りだされたものである場合にだけ、現存するであろう」(S. 150)と述べるが、その保障条件以上には述べていない。しかし「民衆の意志の自覚的表現」を可能にするには、すでに考察した「自由な出版」が必須であろう。ここに、出版の問題が再びより具体的・積極的なかたちで登場することになる。

出版の自由、具体的には新聞と民衆との関わり

については、進歩的なブルジョア新聞の発禁に際して論ぜられた『ライプツィガー・アルゲマイネ・ツァイトゥング』の発禁⁽²⁾と題する論説においてみられる。マルクスによれば、新聞というものは「『実際に民衆として思考する民衆の』騒々しい、もちろん『往々にして激情的で、表現に誇張と誤りのある日常的な思考および感情のあらわれ』であり、「民衆のなかに生き、その希望と恐怖、その愛と憎、その喜びと悲しみ、このすべてを誠実に共感する」(S. 153)ものである。従って新聞というものは、「本来の意味での『自然発生的な』政治なのだ。」(S. 153)ところで「民衆精神(Volksggeist)の真の契機のすべてを自己のうちに調和的に統一し、かくてバラの花片の一つ一つにその香気と生命(Seele)がやどっているように、その一つ一つに現実の人倫的精神がやどっている、というような新聞が形成される」ためには「民衆新聞の諸要素が妨害されることなく、自立的・一面的な発展をつづけ、種々の器官へと自立化していくこと」(S. 155)が必須条件である。この観点からマルクスは「新聞に内在している諸法則にたいし承認をあたえる」(S. 125)こと、すなわち出版の自由をより現実的に要求するのである。

次に、マルクスの『ライン新聞』時代最後の長論文『ffモーゼル通信員の弁護』⁽³⁾を考察することによって、出版の自由に対する彼の要求の意味を探ってみよう。

この論文でマルクスは、外見上は任意の行為としてあらわれる個々の行為にも、実際には「普遍的な、目には見えないが不可抗的な力」としての「一般的な諸関係」が存在しているのだから、「われわれの叙述の主要な観点」を「客観的立場」に置かねばならないとする。(S. 195)そして彼はこの「諸関係の客観的本性」(S. 177)を認識するために「第3の要素」(S. 189)として、自由な出版を措定するのである。この「諸関係の客観的本性」はすでにみた「事からの本質」や「一般的な諸関係」と恐らく同一のものを指すとみて差しつかえあるまい。

マルクスは「モーゼル地方の窮状」を例にとって、「官側」も「民間側」も問題の客観的本性を把握しえないということを十分なる資料をもって実証し、解決のためには「第3の要素」としての自由な出版が必要であると次のように主張してい

る。「行政と被統治者とは、だから、困難を解決するために一様に第3の要素、すなわち政治的ではあるが官側ではなく、それゆえ官僚的前提から出発していないところの、同様に市民的ではあるが、私利私欲やその必要に直接まきこまれていないところの、第3の要素を必要とする。国民的頭脳と市民的心臓とをもつこのような補足的要素が自由な出版である。出版の範囲内で、行政も被統治者も一様に、彼らの原則や要求を批判することができるのであるが、それはもはや従属関係のなかでではなく、対等な公民的勢力としてであり、もはや個人としてでなく、知的力として知性の基礎としてである。」(S. 189—190)従って自由な出版は官僚的媒介物を通さないで一つの権力の前に「その前では行政と被統治者の区別が消滅して、ただ関係の深い公民と関係の少ない公民とが存在するにすぎないところの一つの権力の前に」つれていくのであるが、ここからマルクスは次の如き結論的見解を述べる。自由な出版、「それは世論の産物なのであるが、それがまた世論をつくりだし、そして独力で特殊の利益を普遍的利益とすることができ」るのであり、具体的には「独力でモーゼル地方の窮状を祖国の普遍的注意と普遍的同情の対象とすることができ、窮乏の感じをすべての人にわかすことだけで独力で窮乏を緩和することができるのである。」(S. 190)

ここには、第3の要素としての自由な出版に対する熱烈な意義づけ、絶大なる期待がみられる。

『ライン新聞』寄稿者であるベルリン在住の「自由人」の原則論を厳しく批判する一方、ライン州知事フォン・シャッパー氏との公然たる論争をはじめ、左右双方からの攻撃下において、マルクスが合法性の枠内で執拗に論陣を張りつづけたのは如上の自由な出版に対する大きな期待があったからではないだろうか。

しかし、41年の訓令で検閲を若干緩和したプロイセン権力は、すでにみた日刊紙『ライプツィガー・アルゲマイネ・ツァイトゥング』をはじめ、進歩的自由主義的ブルジョア新聞の論調に驚き、いち早く新聞発禁を決意していたのであり、従って『ライン新聞』もいずれは発禁の運命にあったのである。事実、43年3月までは『ライン新聞』を含めて同じ傾向の新聞は殆んど一掃されたのである。

この発禁を通して、マルクスは第3の要素としての自由な出版も、理性的なものの実現を託するにはあまりにも力弱いことを思い知らされたのである。そして、43年3月17日マルクス（博士）は簡単な訣別の「声明」（S. 200）を残して『ライン新聞』編集部を辞するのである。

註

- (1) 1842年12月18日執筆、『ライン新聞』10月19日発表の論文。
- (2) 同紙は進歩的ブルジョア新聞。プロイセン領内においては、42年2月28日付の閣令によって発禁。この論文は43年1月1日から7回にわたって連載。
- (3) 43年1月15日から5回にわたって連載。42年11月15日から12月18日にかけて『ライン新聞』にモーゼル河畔のブドウ栽培人の窮状を報ずる三つの通信文が掲載された。これに対してライン州知事は「モーゼル通信員」を事実歪曲で告発した。通信員に代ってマルクスが反駁した。それがこの論文である。

5

『ライン新聞』時代のマルクスの諸論文を、前期・中期・後期に一応分けて、現実が提起する課題に彼がいかにとりくみ、そこにいかなる解答を——少なくともその可能性を見だし得たか、を各節において探ってきたのであるが、本節においては教育の視点に関わらしめて若干の論点の整理を行なってみたい。但し、その場合、「はじめに」においてすでに触れたようにこの期のマルクスの教育観は現在“マルクス主義教育学”として一応のまとまりをみせるようなものではなく、極めて広い意味において解されなくてはならない。

ところで、3節で考察した論文『歴史法学派の哲学的宣言』には「教育の章」（Das Kapitel von der Erziehung）（S. 88）なる興味深い個所があるが、これは殆んど全て G. フーゴの論説からの引用であって、マルクス自身の見解ではない。マルクスの教育観を直接述べた個所は K. ヘルメスを批判した「『ケルン新聞』第179号の社説」（本論文はすでに3節において言及した）の次の個所にみられる。「国家が真に〔公共〕教育をおこなうのは、むしろ国家が理性的で公共的な存在であるということによってである。国家そのものが、その

成員を国家の成員とならせることによって、また個々人の目的を普遍的な目的に変え、粗野な衝動を倫理的性向に変え、自然的な独立性を精神的自由に変えることによって、さらに個々人が全体の生活のなかで自分の生活をたのしみ、全体が個々人の心情を自己の心情としてたのしむということによって、その成員を教育するのである。」（傍点引用者）（S. 95）すなわち「たがいに教育しあう自由人の結合体」（S. 95）というこの簡潔な表現のなかに、此の期のマルクスの教育観が集約されているように思われる。それはまた彼の人間観・国家観とも深く結びつけて理解されるべきものである。論説の対象からいって、直接に“人間”を論じてはいないように思われるが、特に「出版の自由」（そのメダルの裏としての検閲）を論じた個所におけるマルクスの批判の原理から、此の期のマルクスのあるべき人間像は、特殊な身分にもとづく利害から自由な、普遍的なもの、公共的なものに関心をもつ全体的立場に立ち得る人間であったと思われる。この人間観はヘーゲルがルソーの『エミール』を批判して、「よい国家の公民たることにおいてはじめて個人は、おのれの権利を得るのである」⁽¹⁾ という場合の「公民」（Staatsbürger）の考えを受け継いでいると思われるが、W. シュッフェンハウアーが強調するように——すでに2節において若干言及したことであるが——フォイエルバッハの『キリスト教の本質』への共感に由来する「類」的人間観の影響も色濃くみてとれよう。さらにまた少年時代のマルクスの啓蒙主義的環境の影響⁽²⁾ を重視した見解もある。残念ながらいまそれらを立体的に組み立ててこの期のマルクスの人間像を構成することはできない。恐らくいずれの要素をも含んだ、いわば全体的立場に立つ人間像ということで次善としなくてはならないのではあるまいか。

次に、人間観と密接な関係にある国家に対するマルクスの理念は人間観以上にヘーゲルの人倫国家（Der sittliche Staat）観への傾斜の度が大きいように思われる。但し、ヘーゲルのそのような官僚や団体にもとづく国家ではなく、国民個々人が直接参加するような形態を措定したであろうことは、4節でみたように自由な出版に関する論述、さらに以下の叙述で明らかである。「たがいに教育しあう自由人の結合体」（傍点引用者）というマ

ルクスの表現は以上の「人間観」・「国家観」を含めて読み込むとき、より具体的になるろう。

では「たがいに教育しあう」(sich wechselseitig erziehen)とは具体的にはなにを意味するのであろう。それこそまさに「自己告白」(Selbstbekenntnis)にもとづく「自己認識」(Selbsterkenntnis) (特殊を普遍とむすびつけている)「目にみえない神経繊維」(unsichtbaren Nervenfasern), 或いはまた(個々人と国家および世界とをむすびつける)「ものをいう紐帯」(sprechende Band) とマルクスがいう「出版」を中心とする啓蒙・教育活動にほかならない(理念的國家においてはおそらく私人の一面性を普遍的公民にひきあげる公民教育を意味するものと推察されるが、ヘーゲルと違って、それを理念としてのみ考えていたマルクスにとっては、現実には遅れた民衆の意識の覚醒という啓蒙活動を意味すると思われる)。

以上によって、この時代のマルクスの国家・人間観、そしてそれに関連しての教育の意義をみてとることができよう。ただし、ここでマルクスが「国家そのものが、その成員を國家の成員とならせる」教育を行なうためには、「國家が理性的で公共的な存在であること」が条件であるといっていること。逆にまた「世界理性の狡智」を信ずることができなかったマルクスにとっては、その条件は、啓蒙活動による民衆の意識の覚醒・変化によって作りだされねばならないといっていること。現代日本の教育状況を予見したかのような國家・教育・人間の関連についてのこのマルクスの見解は注目されるべきであろう。

ところで、以上のマルクスの考えは全て、現実批判のための原理、あるべき姿、理念である。では批判の対象である現実はいかなるものであり、それとの対決において、マルクスは如上の教育観をいかに修正していくのであろうか。結論的にいえば、それは教育主体の発見——少なくともその萌芽形態をみいだしたことに集約されるだろう。以下この点の考察に移ろう。

周知のように、ヘーゲル法哲学においては「議會」、「官僚」、「身分」はいずれも市民社会から國家への止揚の必然性をなす具体的範疇であった。しかるに、すでに各節においてみたようにマルクスのみた「現実」はいずれもヘーゲルの規定から大きく外れたものであった。すなわち、「市民社

會」が「國家と関連して現実に顕現する」³⁾とされた「議會」は、むしろ諸身分の相争う「場」に過ぎず(2節参照)、また、その「言動と教養こそ法律と政府の決定とが個々のものに触れる接触点」⁴⁾とされる「官僚」は、みずからの特殊身分の代行者でしかなかった(4節参照)。さらに、そこに利己心が普遍者たる國家にむすびつく根があるとされた「身分」⁵⁾こそ、まさしく「利害」集團以外のものであり得なかった。にもかかわわらず「身分」は「利害」にもとづく集團であるから、非理性的ではあっても実践的力を有するものであった。そして、すでに4節にみたように、マルクスはこの「利害」を調和して身分を理性的なものにひきあげるものとして、自由な出版に期待するのであるが、それは「利害」の実践力に対しては余りに無力であった。また3節にみたように、貧民大衆は、なるほど実践的力を有するものであったが、そして理性的でもあったが、常に理性的であり得るということではなかった。とすれば、課題は自由な出版が実践的力を有するようになるか、或いはまた貧民大衆が常に理性的になる以外にあり得ないであろう。二つの課題は兩者の結合によって、すなわち、自由な出版による認識が貧民大衆にその実現主体をみいだすときに同時に解決されるだろう。このとき理性的にして現実的な主体プロレタリアートが理論的に生ずるのである。だがこの時代のマルクスは遂にそこまで到達することはできずその示唆にとどまった。萌芽形態といったのはこの意味である。以上、教育の視点から各節における論点の検討を行なってみたのであるが、稿を終えるにあたってそれらを要約してみよう。

【要約】

この時代のマルクスの教育理念は、理性的公共的な共同体である國家においてその成員の個々人がたがいに教育しあうことによって、私人としての一面性を公民としての全体性、普遍性にまでたかめること、すなわち、個々人の目的を普遍的な目的に、粗野な衝動を倫理的性向に、自然的独立性を精神的自由に変えることによって、個々人と全体とが融和した共同体(國家)⁶⁾とその成員を創造することにあつた。しかし、その理念はロシアの現実ではなく、また歴史が自ら展開すべき

ものでもなかった。従って、その理念の実現は民衆自身の創造によらねばならなかった。そのためにマルクスは新聞による民衆の啓蒙活動（民衆教育・社会教育）を行なった。だが利害にもとづく身分の抗争の場としての現実においては、それは普遍的ではあっても無力なものであった。ここからマルクスは、特殊な身分でありながら、普遍を見通す可能性を有し、かつ現実的である貧民大衆に注目した。すなわち、民衆教育（社会教育）の主体を貧民大衆においてみつめる（労働者教育）⁽⁷⁾という展望をもったのである。

以上みられるように、労働者教育（それは展望にとどまったが）によって、民衆（社会）教育を現実的なものに転化させ、現実の国家を理念としての国家に近づけ、そこにおいてすでに述べた真の公民教育を行なう。恐らくこの期のマルクスの教育観はこのようなものであったと思われる。

おわりに

研究ノートともよぶべきこの小論は、筆者の大学院時代の修士論文の一部に加筆修正したものである。論文作成後しばらく筆者は研究室の共同研究として、わが国の労働者教育の実態調査に従事していたために修論のテーマは殆んど放置したままであった。その後、広松渉氏の、つづいてマクレランの一連の瞠目すべき初期マルクス研究が公刊され、従来「教科書」とされていた城塚登氏やA. コルニュの著作はすでに古典的存在となってしまう。小論作成にあたって、そうした最近の労作をできるだけ参考にしたつもりであるが、きわめて不十分のそしりを免れないことは誰よりも筆者自身が熟知している。その不十分さはR. ザンワルトやG. ヒルマンが志向したように「学位論文」の、そして、D. マクレランが試みている青年ヘーゲル学派の徹底的研究の成果をとりいれることによって克服されねばならないことは痛感するが、筆者の関心はむしろ『独仏年誌』時代以

降のマルクスにおける国家・市民社会と教育の諸形態との関わり の考察に傾斜している。マルクスの教育研究は後期の著作に限定されるべきでなく全著作を通してマルクスが意図したものを教育の相において再構成することでなくてはならない、という考えは教育研究を志してから筆者の変わることのない信念である。未熟さを自覚しつつも小論をどうにかまとめることにしたのはこの信念をあらためて自覚したかったからにはほかならない。終りに修士論文作成当時、一橋大学の古賀英三郎・富沢賢治の両先生に貴重な御教示を頂いたことを感謝して付記したい。〔完〕

註

- (1) G. W. F. Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts (Felix Meiner Verlag), 前掲訳書 p. 383.
- (2) 城塚氏はこの影響を極めて重視する。〔VII〕—②, p. 28—29, p. 46. 広松氏はこうした通説には「慎重を要する」として、ギムナジウム時代の「卒業論文」以外の作文にも注目すべきであることを指摘している。〔VIII—③〕, p. 25—52. なお宗教科作文については、富沢賢治、『初期マルクスとキリスト教』—少年マルクスとキリスト教(一)（「一橋論叢」第52巻第6号）参照。水田氏もこの点について若干触れている。講座マルクス主義3. 水田洋編『マルクス主義思想史』日本評論社, 1970, p. 8.
- (3) G. W. F. Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts (Felix Meiner Verlag), S. 263. 前掲訳書 p. 559.
- (4) Ebd. S. 257. 前掲書 p. 551.
- (5) Ebd. S. 175—180. 前掲書 p. 430—437.
- (6) マルクスの個と全体との関連については「マルクス主義の思想史を、政治史との混同をさけ、主体と客体、個人と社会の問題を中心に」位置づけたといわれる水田洋編の前掲書、とくに、序章の水田論文が簡潔なものとして参考になろう。
- (7) 「労働者教育」については、『教育経営辞典』（帝国地方行政学会）の拙稿、及び拙稿『労働者学習・教育試論』（一橋学会編「一橋論叢」第68巻第2号）参照。